

変更届提出書類一覧（区域外指定の地域密着型サービス等事業所）

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が郵送となっているものについては、返信用封筒に必要料金分の切手を貼って、返送先住所・宛名を明記した上で同封してください。受領証と変更届出書の写しの返送には、提出から1～2ヶ月程度時間を要する場合がありますのであらかじめご了承ください。返信用封筒の添付が無い場合は、受領証と変更届出書の写しは返送できません。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

- ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
介護給付費算定に係る体制等の届出以外（加算届以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、返信用封筒（欄外★参照）</u> ・変更届出書（様式第5号） ・指定に係る記載事項（付表） ・<u>所在地市町村に届出した変更届出書の写し</u> 	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・付表は、各サービスの様式を使用してください。 ・区域外指定であっても、変更事項が生じ、所在地市町村に届出した場合は、本市にも届出が必要です。
介護給付費算定に係る体制等の届出（加算届）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>届出書連絡票、返信用封筒（欄外★参照）</u> ・<u>介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）</u> ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ・<u>所在地市町村に届出したものの写し</u> 	郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問及び通所系サービスは各月15日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始です。 ・入居及び入所系サービスは各月1日までに届け出た場合、当月1日からの算定開始です。 ・区域外指定であっても、加算区分に変更が生じ、所在地市町村に届出した場合は、本市にも届出が必要です。<u>届出がない場合は、本市の被保険者に係る介護給付費の請求はできませんのでご注意ください。</u>

★当課から返送する書類は、変更届1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。